

国 都 計 第 66 号
令和 7 年 6 月 30 日

都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部長 殿

国土交通省都市局都市計画課長
(公 印 省 略)

「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」の改訂について（通知）

平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 112 号）が施行され、都市計画法第 29 条に規定する許可を受けて行う開発行為（以下、「開発事業」という。）により道路整備が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされております。

令和 2 年 3 月には、開発事業により新たに設置される道路における無電柱化の取扱いについて整理した「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（技術的助言）」を发出、令和 5 年 5 月には、無電柱化に関わる関係者（地方公共団体、開発事業者、電線管理者）の手助けとなるよう、開発事業における無電柱化に係るノウハウ、事例等を整理した「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」を策定したところです。

今般、本ガイドラインについて、無電柱化実施時のポイント・留意点、低コスト手法の整理、無電柱化の事例、地方公共団体における制度面での取組事例等について、内容を拡充し改訂を行いました。

つきましては、開発許可制度における事務処理にあたっての参考としていただくとともに、開発事業者に対して、指導・情報提供を積極的に行っていただき、無電柱化の推進に取り組んでいただくよう、お願いいたします。また、道路担当部局にも周知していただくようお願いいたします。

なお、本ガイドラインの内容については、関係省庁及び関係事業者と調整済みであることを申し添えます。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して、本通知を周知願います。